

第2章

WTO 加盟交渉の現状

1. はじめに

2004年10月のカンボジアの加盟により、WTO加盟国の総数は148カ国に達した。1995年のWTO発足以降、ソ連崩壊後の市場経済化へ移行が進む過程でキルギス、バルト三国（ラトビア、エストニア、リトアニア）、グルジア、モルドバ、アルメニアの旧ソ連諸国がたて続けにWTO加盟を果たし、また、2001年11月のWTOドーハ閣僚会議において中国及び台湾のWTO加盟が承認されるなど（中国、台湾の加盟議定書はそれぞれ同年12月、2002年1月に発効）、WTOへの加盟の歴史は、共産主義が崩壊し、市場経済へ移行するという世界経済の大きな潮流をそのまま反映しているといえる（WTOに加盟している国・地域については、「資料編 II. WTO加盟の状況」中の図表を参照）。

WTOへの加盟交渉を通じて、申請国の（i）物品（モノ）やサービス貿易における国内市場アクセスの改善、（ii）法制度、政策等のWTOルール整合化による透明性・予見可能性の確保、

（iii）貿易・投資環境の整備・推進、（iv）通商摩擦の解決に際しての共通ルールの確保等が図られる。一般的に、WTO加盟による市場開放は、特に、市場経済移行国にとっては、WTO協定への整合性を図るために国有企業の改革の必要性が生じたり、外国資本進出による国内企業の事業活動の割合が低下する等（これらは、国家が一手に貿易を行っていた国々に生じる問題）、申請国にとって多くの困難を伴うことがあるため、WTO加盟のための交渉は決して容易ではない。しかし、加盟をテコにした国内規制制度改革の促進、貿易や投資の拡大、それに伴う技術移転の促進につながるため、より多くの国々がWTOのメンバーとなることは、多角的貿易体制の強化に繋がる。

本章では、WTO加盟手続、現段階でのWTO加盟国・申請国の概観について述べた後、加盟申請国の中でも我が国との通商関係において重要な位置付けにあるロシア及びベトナムの交渉の現状について触れたい。

2. WTO 加盟手続きについて

(1) 加盟交渉の手続き

WTO 加盟のための交渉においては、二つの交渉が並行して進められる。第一の交渉は、申請国と既加盟国との間で行われる多国間交渉で、申請国の国内法制度の WTO 協定整合性の審査及び申請国の加盟に際しての条件につき話し合われる。まず、加盟を希望する国から WTO 事務局長に対して加盟申請が行われ、一般理事会での承認に基づき、加盟申請国の加盟作業部会（WP；Working Party）が設置される。その後、WP での多国間交渉を通じて、申請国の経済・財政・金融政策、投資体制、行政機構等の包括的事項に亘る審査の他、輸入許可手続、補助金措置、貿易投資関連措置（TRIMs）、基準・認証制度、衛生植物検疫措置（SPS）、知的財産権保護制度（TRIPS）、政府調達等の様々な分野毎に WTO 協定との整合性が審査され、それらの審議の結果は「WP 報告書」に纏められる。また、申請国の WTO 協定を遵守することについてのコミットメントを含む加盟に際する諸条件を纏めた「加盟議定書」が作成される。

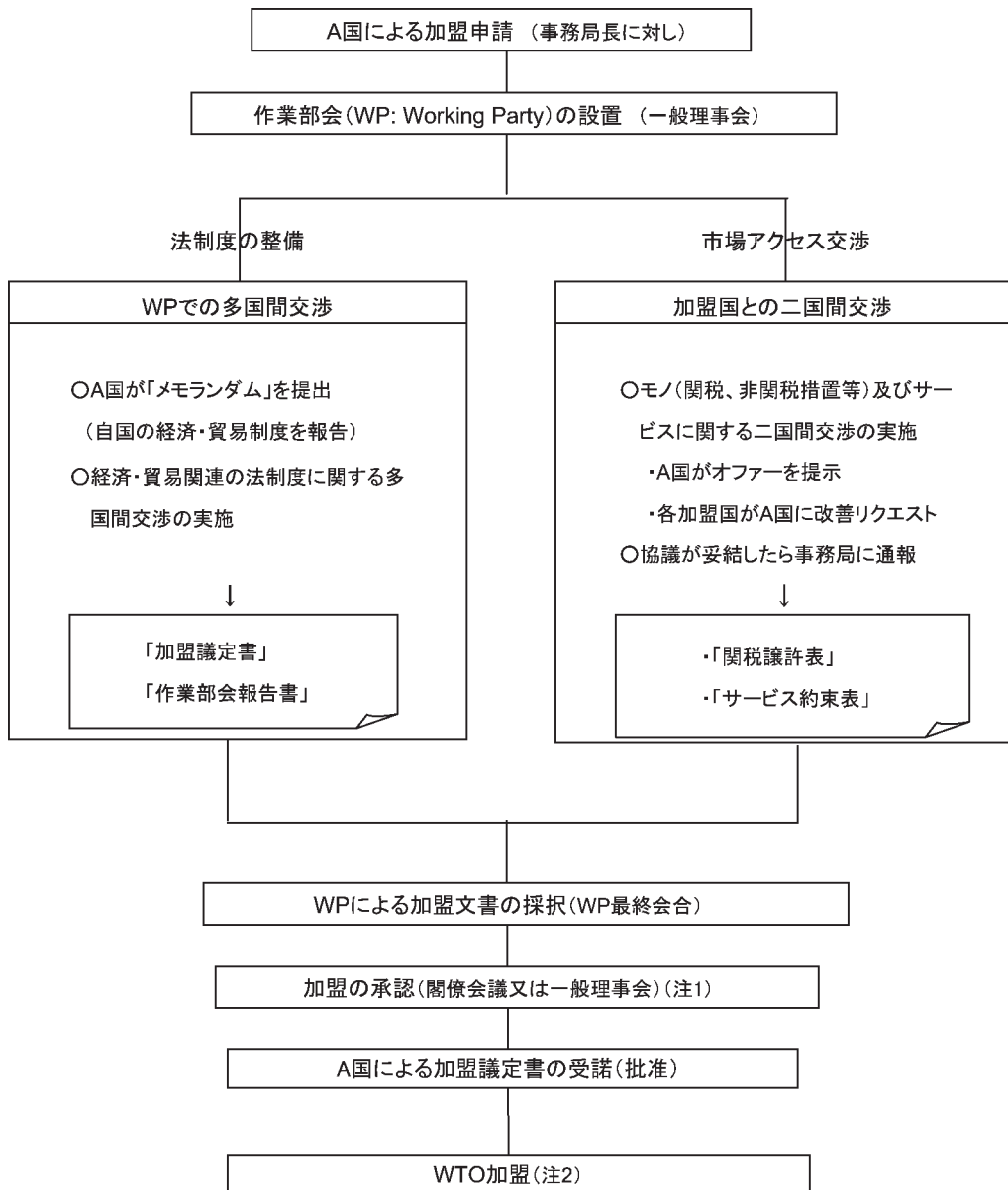
そして、第二の交渉は、申請国と同申請国との交渉を希望する既加盟国の間で行われる二国間交渉である。申請国の市場アクセス改善のため、物品（モノ）の分野における個別品目の譲許税化及び譲許税率の引き下げ、また、サービス貿易の分野における自由化を目指して、申請国、加盟国がそれぞれオファーとリクエストの提示を繰り返し、リクエストとオファーのレベルがそれぞれ一致するまで交渉が進められる。このような市場アクセス交渉のほかに、自国の通商に大きな影響のある問題についても二国間の交渉でとりあげられることがある。二国間交渉の結果は、二国間で作成された関税譲許表及

びサービス約束表を確認する文書（同文書に「関税譲許表」及び「サービス約束表」として添付）に署名が行われた後、WTO 事務局に通報される。なお、このように申請国が加盟国と個別に行う二国間交渉の結果、各分野、各産品で最も高い水準の自由化の約束が、最恵国待遇（MFN）原則に基づき、全ての WTO 加盟国に適用されることとなる。

全ての二国間交渉が終了した後、WP における加盟文書の採択、WTO 閣僚会議又は一般理事会における加盟承認、申請国内での加盟議定書の受諾（批准）の手続きを経て、WTO の加盟国となることができる。（別掲「WTO 加盟交渉フローチャート」参照。）

WTO 加盟国は、1995 年に WTO 協定が発効する以前に旧 1947 年のガット締約国であった原加盟国（WTO 設立協定第 11 条）と、WTO 発足後に上述の加盟交渉を経て加盟国となった国（同第 12 条）で構成され、前者は更に、①旧 1947 年のガットの原加盟国、② 1947 年の旧ガット発効後に加盟のための交渉を経てガットの加盟国となった国、③加盟国である旧宗主国の宣言による提唱で旧 1947 年のガットに加盟した国（例；香港）に分かれる。それぞれが異なる経過を経て WTO 加盟国となっており、同レベルの経済発展段階にある国でも容易に加盟を果たした国も存在するが、近年は交渉が長期に渡るケースが多い。

なお、2001 年に加盟した中国については、中国の WTO 加盟議定書の第 18 条において「経過的検討制度（TRM；Transitional Review Mechanism）」が定められている。これは、中国の WTO 加盟が実現したとはいえ、WTO 協定上の義務を履行するためには、多くの国内法整

WTO 加盟交渉フローチャート

(注1) ①WTO設立協定によれば、加盟に関する決定は閣僚会議が行うが、閣僚会議が行われない場合においては、一般理事会が閣僚会議に代わり、その任務を遂行している。

②承認はコンセンサス方式。コンセンサスが得られない場合は投票が実施され、2/3以上の多数により決議される。

(注2) 通例、申請国による加盟議定書受諾後30日目(議定書を批准、事務局に寄託した翌日から起算)に効力を生ずる(正式加盟)。

備・改正、その透明かつ統一的運用の徹底等、多くの課題に対処する必要があることから、その履行状況をレビューするために特別に設けられた制度である。加盟後8年間の毎年、中国から関連政策・措置についての情報を求めた上で実施され、加盟後10年以内に最終審査が行われることとされている。(詳細は「第Ⅰ部第2章 中国」の「コラム：中国のWTO加盟」参照。)

(2) WTO加盟国・申請国の状況

2003年9月のWTOカンクン閣僚会議において、ネパール及びカンボジアのWTO加盟が承認された。その後の国内批准手続きを経て、2004年4月にはネパールが、同年10月にはカンボジアがそれぞれ正式にWTO加盟を果たし、加盟国の総数は148ヶ国となった(カンボジアは国内の政局の混乱により国会承認手続きが滞っていたが、2004年8月の新内閣発足に伴い、同月、国会において加盟議定書が批准された。)。両国の平均譲許税率は、ネパール26%、カンボジア22%と、両国より先に加盟を果たした国よりも比較的高い税率となっている(例えば、2000年に加盟を果たしたオマーンの場合は14%、2001年に加盟を果たしたリトアニアの場合は9%、中国の場合は10%である。)。これは両国がともに後発開発途上国(LDC)に位置づけられるため、LDC加盟ガイドライン(注1)に基づいて、経済発展段階に応じた交渉が行われたことによるものである。

現在、30カ国がWTOに加盟申請中であり、その内訳はアジア地域(中東を含む)10カ国、欧州地域10カ国、米州地域1カ国、アフリカ地域6カ国、大洋州地域3カ国となっている。2004年12月のWTO一般理事会でWPの設置承認

を受けたアフガニスタン及びイラクを含め、加盟申請を行ったほとんどの国についてはWPが設置されている一方で、イラン(1996年9月加盟申請)及びシリア(2001年10月加盟申請)の2カ国については、政治的要因もあり、未だWP設置につき全加盟国のコンセンサスが得られていない。なお、バヌアツについては、2001年10月のWP最終会合において加盟協定文書が採択されたが、国内反対勢力の圧力により加盟プロセスを凍結した。その後、バヌアツは、2004年5月に凍結されていた加盟プロセスを再開したい旨、またサービス約束表の実施が困難であり、一部のオファーを後退させたうえで修正したい旨表明している。

我が国は、加盟申請国の市場アクセスの改善が図られる、加盟の進展によりWTOがより普遍的な国際機関となりWTO協定ルールが一層安定したものになる等の観点から、各国の加盟を支援し、積極的に加盟交渉に臨んでいる。具体的には、現在、二国間交渉のオファーがあった13カ国のWTO加盟申請国と交渉を継続している。なお、2001年1月にはサウジアラビアと、2003年7月にはトンガと二国間交渉が決着済みである。

(注1) 後発開発途上国(LDC)加盟ガイドライン

2002年12月のWTO一般理事会において、LDC小委員会から報告を受けた「LDC加盟ガイドライン」が採択された。同ガイドラインは、LDC諸国の円滑な加盟推進を目的に作成されており、既加盟国は、LDC諸国のWTO加盟交渉においては、他のLDC諸国でWTOに加盟している国の市場アクセス状況、WTO協定上の約束内容等を考慮し、要求を抑制(restrain)すべきとされている。

3. 主要国の加盟交渉の現状について

(1) ロシア

ロシアは1993年6月にガットへの加盟を申請し、同年、加盟 WP が設立されたが、1995年の1月のWTO発足に伴い、ロシアの加盟交渉の母体もWTOに引き継がれ、同年7月、WTOのもとでの第1回 WP が開催された。以来、現在まで25回の WP が実施され、ロシアの経済・貿易制度等に関し、個別分野毎に事実審査及びWTO協定との整合に向けての多国間交渉が継続して行われている。ロシアは、2005年中のWTO加盟実現を希望している。

二国間交渉については、EU との間では2004年5月21日、EU・ロシアサミットにおいて、二国間交渉が決着した。決着した主な内容として、(i) 平均輸入関税率は、鉱工業品7.6%、水産品11%、農産品は、生鮮・冷凍食品の年6億ユーロ相当（EUからロシアへの農産品輸出総額の15%に相当）の関税割当に加え、13%を超えない水準、(ii) 国内の産業用ガス価格の段階的引き上げ、(iii) EUの航空会社が現在支払っているシベリア上空の通過料に関する制度についても、遅くとも2013年までに、コストベースで、透明で無差別な制度に改善すること等がプレスリリースされている（EUとロシアの二国間交渉の決着内容はEUのホームページ（<http://www.delrus.cec.eu.int/en/news582.htm>）で掲載されている）。

韓国との二国間交渉は、2004年9月22日に盧武鉉大統領のロシア訪問時にモノの分野について決着し、さらにサービスの分野についても11月のAPEC首脳会合時に決着に至り、交渉を終了した。中国とも、同年9月24日の中露首脳会談時に二国間決着文書に署名が行われた。その他、インド、台湾、チリ、NZ等と二国間交

渉を終了し、2月末現在、モノの分野では17ヶ国との間で、サービス分野では10ヶ国との間で二国間合意文書の署名に至っている。

米国は、ハイレベルでの交渉を継続して実施しているが、航空機の関税、金融サービス、農産品の非関税障壁、知的財産権等が大きな問題となっている。米露二国間交渉決着の時期を具体的に見通すことは困難ではあるが、現在精力的に交渉を続けている。

我が国との二国間交渉については、2004年11月のAPEC閣僚会合時に行われた中川経済産業大臣とグレフ経済発展貿易大臣の会談において、交渉の最大のポイントの一つであった自動車関連の関税交渉が実質的に決着した。これを受け、これ以外の残されていた論点について事務レベルの交渉が重ねられ、2005年1月に町村外務大臣とフリステンコ産業エネルギー大臣との会談において、モノの分野での交渉（関税引き下げ交渉）が実質的に決着し、交渉は最終ステージに入っている。

(2) ベトナム

ベトナムは、1995年1月、WTO発足時に加盟申請を行い、同月、加盟 WP が設立された。1998年1月に第1回 WP が開催されて以来、2005年2月までに計9回の WP が開催されている。ベトナムは2006年にAPECのホストを努めることもあり、2005年中のWTO加盟を目指しているが、早期加盟実現のためには、国内法整備の進捗が鍵になる。

二国間交渉については、EUは、2004年10月9日、ASEM首脳会談の際に行われたラミーEU委員（貿易担当）（当時）とトゥエン貿易大臣との会談において決着した（平均輸入関税率

は、鉱工業品 16 %、水産品 22 %、農産品 24 %)。
その他、キューバ、シンガポール、ブラジル、
アルゼンチン及びチリと二国間交渉が終了して
いるが、米国、豪州、カナダ、韓国等の主要国
との交渉は、2005 年 3 月 10 日現在、決着に至っ
ていない。

我が国との間では、2004 年末までに公式には
4 回の二国間交渉を実施している。なお、2004
年 11 月末には、日越非公式専門家協議が開催さ
れ、自動車、自動車部品、化学品、繊維製品、
農水産品等について、関税交渉の背景となる日
越双方の産業政策に関する情報交換や関税譲許
に関する日本側の要求説明等を行った。また、
2005 年 3 月 10 日にもホーチミンにて第 5 回二
国間交渉を行い、交渉の加速化をはかるため、
日本側の特に関心の分野（高関税品目、貿易権
及び流通権等）について検討を行った。